

在留邦人の皆様へ

カナダ政府による電子渡航認証（eTA）制度運用開始について（御注意ください）

カナダ政府の発表によると、本年3月15日以降、カナダに空路で入国する際は、事前に電子渡航認証（Electronic Travel Authorization（eTA））を申請することが必要になります。

昨年8月1日以前に、就労または就学ビザの発給を受けて、カナダに滞在している方が、カナダ国外に出て、カナダに再入国するときには、このeTAが必要になります。

また、これまでカナダでは、短期滞在（ビジター）で入国する日本人に対してビザは免除されていましたが、本年3月15日以降は、eTAが必要になります。

eTAの申請は、オンラインで手続きが可能ですが、パスポートとクレジットカード、Eメールアドレスが必要となります。eTAの申請手数料は7カナダドルで、有効期間は最長5年間（またはパスポートの有効期限まで）です。カナダに陸路または海路で入国する場合は、eTAは不要です。

詳しくは、カナダ政府のホームページ（www.Canada.ca/eTA）を御参照ください。同ページからオンライン申請ができます。

また、カナダ移民局のホームページでは、eTAについて日本語の説明も掲載されていますので御参照ください（以下のリンク先）。

「カナダに空路で入国？」

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-ja.asp>

電子渡航認証申請（英語）※eTA申請用紙記入項目の案内（日本語PDF版）も掲載されています。

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-start.asp>

件名： カナダ政府による電子渡航認証（eTA）制度運用開始について（御注意ください）

本文：

カナダ政府の発表によると、本年3月15日以降、カナダに空路で入国する際は、事前に電子渡航認証（Electronic Travel Authorization（eTA））を申請することが必要になります。

昨年8月1日以前に、就労または就学ビザの発給を受けて、カナダに滞在している方が、カナダ国外に出て、カナダに再入国するときには、このeTAが必要になります。

また、これまでカナダでは、短期滞在（ビジター）で入国する日本人に対してビザは免除されていましたが、本年3月15日以降は、eTAが必要になります。

eTAの申請は、オンラインで手続きが可能ですが、パスポートとクレジットカード、Eメールアドレスが必要となります。eTAの申請手数料は7カナダドルで、有効期間は最長5年間（またはパスポートの有効期限まで）です。カナダに陸路または海路で入国する場合は、eTAは不要です。

詳しくは、カナダ政府のホームページ（www.Canada.ca/eTA）を御参照ください。同ページからオンライン申請ができます。

また、カナダ移民局のホームページでは、eTAについて日本語の説明も掲載されていますので御参照ください（以下のリンク先）。

「カナダに空路で入国？」

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-ja.asp>

電子渡航認証申請（英語）※eTA申請用紙記入項目の案内（日本語版）も掲載されています。

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-start.asp>